

ID: 355

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	排水設備の計画の確認及び変更確認																
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道条例 第4条																
例 規 番 号	昭和38年条例第1号																
【根拠条文】 (排水設備の計画の確認) 第4条 排水設備及びこれに接続する除害施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画について規則に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。 2 前項の確認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。																	
【基準】 根拠条文及び第3条、芦屋市下水道条例施行規則第2条、第3条及び第4条の規定による。 (排水設備の接続方法、内径等) 第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の取付管、その他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「取付管等」という。)に固着させること。 (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては取付管等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては排水管渠で雨水を排除すべきものに固着させること。 (3) 排水設備を取付管等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、市の規則の定めるものによること。 (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。																	
<table><tr><td>排水人口 (単位 人)</td><td>排水管の内径 (単位 ミリメートル)</td><td>勾配</td></tr><tr><td>150未満</td><td>100以上</td><td>100分の2以上</td></tr><tr><td>150以上300未満</td><td>125以上</td><td>100分の1.7以上</td></tr><tr><td>300以上500未満</td><td>150以上</td><td>100分の1.5以上</td></tr><tr><td>500以上</td><td>200以上</td><td>100分の1.2以上</td></tr></table>			排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配	150未満	100以上	100分の2以上	150以上300未満	125以上	100分の1.7以上	300以上500未満	150以上	100分の1.5以上	500以上	200以上	100分の1.2以上
排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配															
150未満	100以上	100分の2以上															
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上															
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上															
500以上	200以上	100分の1.2以上															
(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。																	
<table><tr><td>排水面積</td><td>排水管の内径</td><td>勾配</td></tr></table>			排水面積	排水管の内径	勾配												
排水面積	排水管の内径	勾配															

(単位 平方メートル)		(単位 ミリメートル)		
200未満		100以上		100分の2以上
200以上400未満		125以上		100分の1.7以上
400以上600未満		150以上		100分の1.5以上
600以上1,500未満		200以上		100分の1.2以上
1,500以上		250以上		100分の1以上

[芦屋市下水道条例施行規則]

(排水設備の固着箇所及び実施方法)

第2条 条例第3条第3号に規定する排水設備を取付管等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 下水を排除するための排水設備は、排水管の末端に取付ますを設け、公共下水道の取付管に固着させること。

(2) 前号によりがたい特別の事由があるときは、市長の指示を受けること。

(附帯設備)

第3条 排水設備を設置するときは、次の附帯設備を設けなければならない。

(1) 防臭装置

水洗便器、浴場、流し場等の汚水流出箇所には、掃除等に支障のない構造のトラップを取り付けること。

(2) ごみよけ装置

浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるのに必要な目幅10ミリメートル以下のごみよけを設けること。

(3) 油脂遮断装置

油脂類を多量に排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。

(4) 沈砂装置

土砂を多量に排出する箇所には、沈砂装置を設けること。

(ポンプ施設)

第4条 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、ポンプ施設を設けてしなければならない。

2 前項のポンプ施設は、下水が逆流しないような構造のものでなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 356

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	排水設備等の工事の検査																
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道条例 第5条第1項																
例 規 番 号	昭和38年条例第1号																
【根拠条文】 (排水設備等の工事の検査) 第5条 排水設備等の新設等を行つた者は、規則で定めるところにより、その工事の完了した日から5日以内に、その旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。 2 前項の検査に合格したときは、市長は、当該排水設備等の新設等を行つた者に対し検査済証を交付するものとする。																	
【基準】 根拠条文及び第3条、芦屋市下水道条例施行規則第2条、第3条及び第4条の規定による。 (排水設備の接続方法、内径等) 第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の取付管、その他の排水施設(法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「取付管等」という。)に固着させること。 (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては取付管等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては排水管渠で雨水を排除すべきものに固着させること。 (3) 排水設備を取付管等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で、市の規則の定めるものによること。 (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。																	
<table><tr><td>排水人口 (単位 人)</td><td>排水管の内径 (単位 ミリメートル)</td><td>勾配</td></tr><tr><td>150未満</td><td>100以上</td><td>100分の2以上</td></tr><tr><td>150以上300未満</td><td>125以上</td><td>100分の1.7以上</td></tr><tr><td>300以上500未満</td><td>150以上</td><td>100分の1.5以上</td></tr><tr><td>500以上</td><td>200以上</td><td>100分の1.2以上</td></tr></table>			排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配	150未満	100以上	100分の2以上	150以上300未満	125以上	100分の1.7以上	300以上500未満	150以上	100分の1.5以上	500以上	200以上	100分の1.2以上
排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配															
150未満	100以上	100分の2以上															
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上															
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上															
500以上	200以上	100分の1.2以上															
(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。																	
<table><tr><td>排水面積</td><td>排水管の内径</td><td>勾配</td></tr></table>			排水面積	排水管の内径	勾配												
排水面積	排水管の内径	勾配															

(単位 平方メートル)		(単位 ミリメートル)		
200未満		100以上		100分の2以上
200以上400未満		125以上		100分の1.7以上
400以上600未満		150以上		100分の1.5以上
600以上1,500未満		200以上		100分の1.2以上
1,500以上		250以上		100分の1以上

[芦屋市下水道条例施行規則]

(排水設備の固着箇所及び実施方法)

第2条 条例第3条第3号に規定する排水設備を取付管等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 下水を排除するための排水設備は、排水管の末端に取付ますを設け、公共下水道の取付管に固着させること。

(2) 前号によりがたい特別の事由があるときは、市長の指示を受けること。

(附帯設備)

第3条 排水設備を設置するときは、次の附帯設備を設けなければならない。

(1) 防臭装置

水洗便器、浴場、流し場等の汚水流出箇所には、掃除等に支障のない構造のトラップを取り付けること。

(2) ごみよけ装置

浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるのに必要な目幅10ミリメートル以下のごみよけを設けること。

(3) 油脂遮断装置

油脂類を多量に排出する箇所には、油脂遮断装置を設けること。

(4) 沈砂装置

土砂を多量に排出する箇所には、沈砂装置を設けること。

(ポンプ施設)

第4条 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、ポンプ施設を設けてしなければならない。

2 前項のポンプ施設は、下水が逆流しないような構造のものでなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 358

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道条例 第13条
例 規 番 号	昭和38年条例第1号
【根拠条文】 (使用料の減免) 第13条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市下水道条例施行規則第13条の規定による。 (使用料の減免) 第13条 条例第13条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより使用料を減免することができる。 (1) 次に掲げるいずれかに該当する者が属している世帯の場合 基本使用料相当額 ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者 イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有する者 ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において障害の程度が重度と判定された者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する障害を有する者 (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する社会福祉事業を行う者(同条第4項第2号から第4号までの事業を行う者、国及び地方公共団体を除く。)である場合 ア 1使用期100立方メートルを超え500立方メートル以下の部分 1立方メートルにつき41円で算定した額 イ 1使用期500立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき48円で算定した額 (3) その他市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額 2 使用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書(別記様式第14号)を市長に提出しなければならない。 3 前項の申請の際、市長は申請事項を証する書面の添付を求めることができる。 4 使用料の減免を受けた者は、申請事項に変更を生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 361

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	下水道排水設備指定工事店証の交付及び再交付
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道排水設備指定工事店規則 第5条第1項及び第3項
例 規 番 号	平成11年規則第5号
【根拠条文】 (指定工事店証) 第5条 市長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、下水道排水設備指定工事店証(様式第6号。以下「指定工事店証」という。)を交付するものとする。 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。 3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに様式第7号による申請書を市長に提出して再交付を受けなければならない。 4 指定工事店は、第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同条第2項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中は指定工事店証を返納しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (指定工事店の指定) 第3条 条例第6条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。 (1) 責任技術者が1名以上専属していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 兵庫県内に営業所があること。 (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。 ア 工事業者(法人にあっては代表者)が破産手続き開始の決定を受けた者であって復権していない場合 イ 工事業者(法人にあっては代表者)が第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合 エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 オ 工事業者が精神の機能の障害によりその業務に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 カ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合 2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。	
標準処理期間	30日

備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日

ID: 362

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	下水道排水設備指定工事店の指定の更新
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道排水設備指定工事店規則 第8条第1項
例 規 番 号	平成11年規則第5号
【根拠条文】 (指定の更新) 第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、市長の指定する期日までに様式第1号による申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (指定工事店の指定) 第3条 条例第6条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。 (1) 責任技術者が1名以上専属していること。 (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (3) 兵庫県内に営業所があること。 (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。 ア 工事業者(法人にあっては代表者)が破産手続き開始の決定を受けた者であって復権していない場合 イ 工事業者(法人にあっては代表者)が第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合 エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合 オ 工事業者が精神の機能の障害によりその業務に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合 カ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合 2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 10 月 1 日

ID: 364

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	責任技術者証の交付及び再交付
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道排水設備指定工事店規則 第15条第1項及び第5項
例 規 番 号	平成11年規則第5号
【根拠条文】 (責任技術者証) 第15条 市長は、第13条に定める登録資格を有する者から前条の申請があったときは、責任技術者として登録を行い、責任技術者証(様式第12号)を交付するものとする。 2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときには、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求があったときには、これを提示しなければならない。 3 責任技術者は、氏名、住所又は勤務先に異動(住居表示の変更を含む。)があったときは、直ちに様式第13号による届出書に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、市長に届け出なければならない。 4 責任技術者は、登録の有効期間内に新しい責任技術者証の交付を受けたときは、既に交付を受けた責任技術者証を返納しなければならない。 5 責任技術者は、責任技術者証をき損又は紛失したときは、直ちに様式第14号による申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。 6 責任技術者は、第17条の2の規定により登録を辞退したときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。 7 責任技術者は、第18条の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。同条の規定により登録の効力を一時停止されたときは、責任技術者証をその停止期間中返納しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第13条の規定による。 (登録資格) 第13条 試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 (1) 指定工事店に勤務していない者 (2) 試験の合格証の有効期限までに登録を受けない者 (3) 不法行為若しくは不正行為等を理由に試験の合格を取り消され、又は第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者 (4) 破産手続き開始の決定を受けた者であって復権していない者 (5) 精神の機能の障害により責任技術者の業務に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 10 月 1 日

ID: 365

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	責任技術者の登録の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道排水設備指定工事店規則 第17条第1項		
例 規 番 号	平成11年規則第5号		
【根拠条文】 (登録の更新及び更新講習) 第17条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、センターが試験合格後に実施する更新講習を受講しなければならない。 3 登録更新を受けようとする責任技術者は、市長が指定する期日までに様式第10号による申請書に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 住民票記載事項証明書及び写真 (2) 更新講習受講修了証の写し (3) 誓約書(様式第11号) 【基準】 根拠条文及び第13条の規定による。 (登録資格) 第13条 試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 (1) 指定工事店に勤務していない者 (2) 試験の合格証の有効期限までに登録を受けない者 (3) 不法行為若しくは不正行為等を理由に試験の合格を取り消され、又は第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者 (4) 破産手続き開始の決定を受けた者であって復権していない者 (5) 精神の機能の障害により責任技術者の業務に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日

ID: 367

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例 第10条		
例 規 番 号	昭和46年条例第1号		
【根拠条文】 (負担金の徴収猶予) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。 (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。 (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 368

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	負担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例 第11条		
例 規 番 号	昭和46年条例第1号		
【根拠条文】 (負担金の減免) 第11条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については負担金を徴収しないものとする。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。 (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 (2) 地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 404

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	助成(貸付け)の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市水洗便所改造等資金の助成に関する条例 第3条		
例 規 番 号	昭和48年条例第13号		
【根拠条文】 (助成の対象者) 第3条 この条例による助成は、法第9条に規定された処理区域内および近く処理区域となる区域内の既設のくみ取り便所(し尿浄化槽を設置した便所を含む。以下同じ。)を水洗便所に改造する者を対象とする。ただし、国および地方公共団体ならびにそれらの関係機関は対象としない。 【基準】 根拠条文及び第4条、芦屋市水洗便所改造等資金の助成に関する条例施行規則第2条及び第3条までの規定による。 (助成の対象となる工事) 第4条 助成の対象となる工事の範囲は、次のとおりとする。 (1) くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びその附帯工事 (2) し尿浄化槽の切替工事 (3) 前2号の工事に伴うその他の排水設備の新設又は改造工事 [芦屋市水洗便所改造等資金の助成に関する条例施行規則] (助成対象者の資格) 第2条 条例第3条に規定した助成の対象者は、当該建築物所有者とし、連帯保証人を1人付さなければならない。(補助金だけの場合は不要)ただし、占有者が当該建築物の所有者の同意を得て行なう工事については、その占有者とする。 2 当該建築物が共同所有の場合は、所有者全員の委任をうけた総代人を対象者とすることができる。 (申請の手続) 第3条 助成を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、水洗便所改造等助成金申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 貸付金を借り受ける者(以下「借受人」という。)は、前項の申請書において貸付けの意志を明記すること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日